Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成28年2月2日 海事局安全政策課

商船三井フェリー株式会社が講じた火災対策を確認しました ~フェリー火災事故再発防止の取組~

国土交通省は2月2日、フェリー「さんふらわあだいせつ」の火災事故を受けて商船 三井フェリー株式会社が講じた再発防止策が適切であることを確認し、対策を踏まえた 安全管理規程の変更届出を受理しました。

平成 27 年 7 月 31 日に北海道苫小牧沖で発生したフェリー「さんふらわあだいせつ」の火災事故を受けて、国土交通省は、平成 27 年 12 月 16 日に商船三井フェリー株式会社に対して、海上運送法第 10 条の 3 第 3 項及び第 19 条第 2 項に基づく輸送の安全確保等に関する命令(別紙)を発出しました。

同命令を受けて、平成28年1月13日に同社から国土交通省に対して、フェリー「さん ふらわあだいせつ」に関し、同命令に基づいて講じた措置の報告がありました。

報告の内容を精査した結果、車両甲板の各場所で火災が発生した際に、適切な消火設備を選択して消火活動を行うための具体的な手順が定められるとともに、これに基づく訓練の実施体制が整備されており、措置の内容が適切であることが確認されました。

本日、同社から国土交通省に対して、これらの措置の内容を盛り込んだ安全管理規程の変更の届出があり、これを受理したのでお知らせします。

【問い合わせ先】

国土交通省海事局安全政策課 中川 (43-502)、小栁 (43-533)、高木 (43-515) TEL: 03-5253-8111 直通: 03-5253-8631 FAX: 03-5253-1642